

しずぎんカード（法人・事業者用）規定

1. （カードの利用）

普通預金について発行したしずぎんカード（法人・事業者用）（以下「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。

- ① 当行の現金自動預金機（現金自動預金支払機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金（以下、「預金」といいます。）に預入れをする場合。
- ② 当行および地銀CD全国ネットサービス加盟の提携行（以下「提携行」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預金支払機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。
- ③ 当行および提携行の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預金支払機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- ④ その他当行所定の取引をする場合。

2. （預金機による預金の預入れ）

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機に通帳またはカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. （支払機による預金の払戻し）

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携行所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条(1)に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときには、その払戻しはできません。

4. （振込機による振込）

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号、振込金額その他所定の事項を画面表示等の操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、通帳、払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の操作においては、振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえボタン等により確認操作をしてください。確認操作された後は、振込機による振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に、利用した振込機の取扱店（以下「取扱店」といいます。）の窓口にご相談ください。
- (3) 入金口座なし、その他の事情により振込金の入金不能となった場合には、振込資金は取扱店の窓口で返却しますので、当行または提携行所定の手続きをしてください。
- (4) 振込機による振込は1円単位とし、1回あたりの振込は、当行または提携行所定の金額の範囲内とします。
- (5) 窓口営業時間終了後または銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、当行所定の時間内に受付けたときは依頼日の当日に、また、当行所定の時間外に受付けたときは、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。
- (6) 振込金額と第5条に規定する振込手数料等金額、自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。
- (7) 振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料等金額および自動機利用手数料金額を通帳または「ご利用明細票」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときは直ちに取扱店の窓口へ申し出てください。
- (8) 振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピューター等の障害その他のやむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行および提携行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行および提携行は責任を負いません。
- (9) 振り込み詐欺等の犯罪を防止するため、当行が別途定める条件に当てはまる方については、振込機を利用した振込のお取扱いを停止することがあります。なお、当該条件については、当行ホームページへの掲載その他の方法により事前に告知します。

5. （自動機利用手数料等）

- (1) 支払機または預金機を使用して預金の払戻しまたは預入れをする場合には、当行または提携行所定の支払機・預金機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し・預入れ時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻し・預入れをした預金口座から自動的に引落とします。なお、提携行の自動機利用手数料は当行から提携行に支払います。
- (3) 振込機を使用して振込をする場合には、当行または提携行所定の振込手数料および振込機利用に関する手数料（以下あわせて「振込手数料等」といいます。）をいただきます。
- (4) 振込手数料等は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。なお、提携行の振込手数料等は当行から提携行に支払います。

6. （代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）

- (1) 代理人（代表者により指名された方1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、代表者から代理人の氏名・暗証番号を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込を依頼する場合には、振込依頼人名は本人名義となります。ただし、画面操作により振込依頼人名の変更が可能です。
- (3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

7. （預金機・支払機・振込機故障時等の取扱）

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。この場合には当行所定の入金伝票に社名（団体名）、代表者名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、提携行の窓口ではこの取扱はしません。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携行の窓口では、この取扱はしません。

- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に住所・社名（団体名）・代表者名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前（2）、（3）項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。この場合、当行の振込機による振込手数料を別途お支払いいただきます。なお、提携行の窓口ではこの取扱いはできません。
8. （カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入）
- カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料等金額の通帳記入は、通帳が当行の預金機、支払機、振込機もしくは自動記帳機で使用された場合または当行国内本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料等金額は合計額をもって通帳に記帳します
9. （カードの紛失、届出事項の変更等）
- (1) カードを失った場合には、直ちに代表者から書面によって当該カード発行店（以下「当店」といいます。）に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 社名（団体名）、代表者、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
10. （成年後見人等の届け出）
- (1) 代表者あるいは代理人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。
- (2) 代表者あるいは代理人について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。
11. （暗証番号照会等）
- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをしたうちは、カードまたは暗証番号につき偽造・変造・盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携行は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。
- (3) 当行国内本支店の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された住所・社名（団体名）・代表者名と届出の住所・社名（団体名）・代表者名との一致を確認のうえ取扱いした場合にも、前項と同様とします。
12. （預金機・支払機・振込機の誤入力）
- 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携行の支払機・振込機を使用した場合の提携行の責任についても同様とします。
13. （解約、カードの利用停止等）
- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありたい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
- ①第14条に定める規定に違反した場合
- ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから10年間利息決算以外の入出金がない場合
14. （譲渡、質入れなどの禁止）
- カードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。
15. （規定の適用）
- この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、および振込規定により取扱います。
16. （規定の変更）
- この規定は、当行の判断により変更されることがあります。なお、当行がこの規定を変更する場合、当該変更の内容については、当行ホームページへの掲載その他の方法により事前に告知します。

以上